

仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則（日用品室試案）

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第 12 条第 1 項の規定に基づき、仏壇の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。 (表示の基本) 第 2 条 前条の目的を達成するため、事業者は、次に掲げる事項を基本として、表示を行うものとする。 (1) 仏壇を取り扱う事業者は、情報を公正かつ十分に開示して、一般消費者の正しい商品選択と商品の安定した使用が確保されるように努めなければならない。 (2) 仏壇は、消費者が長年にわたり精神の充足を求めるために使用するものであり、製造工程における技法や材料によって価値が大きく異なることから、一般消費者に過度の期待を抱かせるような広告その他の表示は厳に戒めなければならない。 (定 義) 第 3 条 この規約において「仏壇」とは、一般消費者の用に供されるもので、仏像や位牌等を安置して礼拝するための壇であって、仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において規定する金仏壇、唐木仏壇及びその他の仏壇をいう。	第 1 条 仏壇の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 3 条第 1 項に規定する仏壇とは、以下に定めるものをいう。 (1) 「金仏壇」とは、別表 1 に規定する材料を使用し、表面を黒の漆等で覆い、内部の大部分に金箔粉等を施した仏壇をいう。 (2) 「唐木仏壇」とは、紫檀、黒檀、鉄刀木などの熱帯の木材、樺、屋久杉などの日本の木材又はそれらを模した別表 5（1）に規定する材料を使用した仏壇（金仏壇を除く。）をいう。	規約 2 条 マーカ―理由部分を確認。案は化粧品、旅行の規約の例を参考に作成。 規約 3 条、 仏壇の定義確認。広辞苑より引用。 「仏壇」：仏像や位牌等を安置して礼拝するための壇 「唐木」：紫檀、黒檀、白檀、タガヤサンなどの熱帯の木材

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
2 この規約において「事業者」とは、仏壇を製造し又は輸入して販売する事業者（以下「製造業者等」という。）及び仏壇を販売する事業者（以下「販売業者」という。）をいう。 3 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する仏壇の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1) 商品による広告その他の表示及びこれに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（ブラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含	2 前項に規定するもの以外のものであっても、その商品の呼称あるいは品名に「仏壇」に類似した表示（商標を含む。）を使用する場合（たとえば、「家具調仏壇」など）には、規約及び本施行規則（以下、「規則」という。）に準じた表示を行わなければならない。 第2条 規約第3条第2項に規定する「製造業者等」には、製造業者に製造委託した仏壇に自己の商標又は名称を表示して販売する者を含む。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
む。) 4 この規約において「カタログ」とは、一般消費者が仏壇を購入するに際して選択の参考となる性能、仕様、特徴等を記載した印刷物をいう。 5 この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売する仏壇に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、仏壇を適切に使用し保管するために必要な事項を記載したものをいう。 6 この規約において「保証書」とは、事業者が自己の販売する仏壇に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、自己の販売する仏壇について、一定の条件の下に、一定期間内に発生した故障に対して、主として無料修理する旨を記載したものをいう。 第2章 仏壇の表示 (仏壇本体の表示) 第4条 製造業者等は、自己の供給する仏壇の本体に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。 (1) 金仏壇 ア 商品名又は商標及び品番 イ 材料 ウ 表面加工	第3条 規約第3条第4項に規定する「カタログ」には、「パンフレット」、「リーフレット」と呼称されるものを含み、新聞、チラシ等は含まないものとする。 第4条 規約第3条第5項に規定する「取扱説明書」には、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「御愛用の手引」等と呼称されるものを含む。 第5条 規約第4条本文に規定する仏壇本体の表示は、ラベル、塗装、刻印等により行うものとする。 第6条 規約第4条第1号アに規定する「商標」には、商標名に代えて識別機能を有する「愛称」を使用し表示することができる。 第7条 規約第4条第1号アに規定する「品番」とは、事業者が仏壇ごとに付している記号や番号（例えば「A-1」、「BD-100」等）をいい、「型番」と呼称されるものを含む。 第8条 規約第4条第1号イに規定する「材料」については、別表1で定める区分に従って表示するものとする。 第9条 規約第4条第1号ウに規定する「表面加工」については、別表2で定める区分に従って表示するものとする。	規約 取扱説明書、保証書の存在有無を確認。 規則5条 仏壇本体の表示方法確認。 規約4条1号ア 「品番」の必要性。いなければ削除。 規約4条1号イ 「主材料」はBB I案。 眼鏡は「材質」、表示法(たんす)は「表面材」。

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
エ 金箔粉等の種類 オ 原産国に関する表示 カ 外形寸法 キ 製造業者等の氏名又は名称及び住所	第10条 規約第4条第1号エに規定する「金箔粉等の種類」については、別表3で定める区分に従って表示するものとする。 第11条 規約第4条第1号オに規定する「原産国に関する表示」については、別表4で定める区分に従って表示するものとする。 第12条 規約第4条第1号カに規定する「外形寸法」については、仏壇の幅、奥行き及び高さをセンチメートル単位で順次列記するものとする。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス1センチメートルとする。	規則10条 「表面加工」は表示法（たんす）の表現。BBI案は「表面塗装」、ピアノは「塗装仕上げ」。
(2) 唐木仏壇 ア 商品名又は商標及び品番	第13条 規約第4条第2号アに規定する「商標」には、商標名に代えて識別機能を有する「愛称」を使用し表示することができる。 第14条 規約第4条第2号アに規定する「品番」とは、事業者が仏壇ごとに付している記号や番号（例えば「A-1」、「BD-100」等）をいい、「型番」と呼称されるものを含む。	
イ 主材料	第15条 規約第4条第2号イに規定する「主材料」については、別表5（1）で定める区分に従って表示するものとする。	規約4条2号イ 「材料」はBBI案。眼鏡は「材質」、表示法（たんす）は「表面材」。
ウ 芯材	第16条 規約第4条第2号ウに規定する「芯材」については、別表5（2）で定める区分に従って表示するものとする。	規則16条 「表面加工」は表示法（たんす）。BBI案は「表面塗装」、ピアノは「塗装仕上げ」。
エ 表面加工	第17条 規約第4条第2号エに規定する「表面加工」については、別表2で定める区分に従って表示するものとする。	
オ 原産国に関する表示	第18条 規約第4条第2号オに規定する「原産国に関する表示」につ	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
カ 外形寸法 キ 製造業者等の氏名又は名称及び住所 (カタログの必要表示事項) 第5条 製造業者等は、仏壇についてカタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。 (1) カatalogを作成した事業者の住所及び氏名又は名称 (2) 第4条に規定する仏壇本体に表示すべき事項すべて (3) カatalogの内容についての照会先 (4) カatalogの作成時期 (5) 運送、据付に関する事項 (6) 仕様変更に伴う断り書	いては、別表6で定める区分に従って表示するものとする。 第19条 規約第4条第2号カに規定する「外形寸法」については、規則第12条の規定を準用する。 第20条 規約第5条本文に規定する仏壇のカタログの必要表示事項は、活字の大きさ、色等を考慮して見やすい方法で明りょうに表示しなければならない。 第21条 規約第5条第1項第3号に規定する「照会先」には、照会先の住所、氏名又は名称及び電話番号を記載するものとする。 第22条 規約第5条第1項第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。 (1) 「平成 年(又は20〇〇年) 月 作成」 (2) 「平成 年(又は20〇〇年) 月 現在」 第23条 規約第5条第1項第5号に規定する「運送、据付に関する事項」は、次の例により表示する。 (1) 「このカタログに掲載されている価格には、運送料、据付料は含まれておりません。」 (2) 「運送料、据付料については、販売店とよくご相談ください。」 第24条 規約第5条第1項第6号に規定する「仕様変更に伴う断り書」は、次の例により表示する。 「商品の仕様は、改良の際予告	(唐木仏壇本体表示を準用) 規則22条～25条 電子鍵盤楽器のまま。必要性を確認し、必要なければ削除。

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
(取扱説明書) 第6条 事業者は、仏壇を一般消費者に販売する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示した取扱説明書を交付しなければならない。 (1) 取扱説明書である旨及び仏壇を使用する前に必ず読むべき旨 (2) 取扱説明書を作成した事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号 (3) 使用及び保管に関する事項 (4) アフターサービス及び苦情処理に関する事項 (5) その他必要事項 (保証書) 第7条 事業者は、仏壇について保証書を作成する場合には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明りょうに表示しなければならない。 (1) 保証書である旨 (2) 商品名又は商標及び品番 (3) 保証者の住所、氏名又は名称及び電話番号 (4) 保証期間	なしに変更する場合があります。」 第25条 規約第6条第3号に規定する「使用及び保管に関する事項」には、使用上あらかじめ理解していることが必要な主要部分の名称及び機構、機能等についての説明を付記し、また手入れ方法、保管方法等についての注意事項を明記する。 第26条 規約第6条第4号に規定する「アフターサービス及び苦情処理に関する事項」には、一般消費者が事業者のアフターサービスを受け又は苦情の処理をしてもらうための手続並びに窓口の所在地、名称又は電話番号を記載するものとする。 第27条 規約第7条第1号に規定する「保証書である旨」とは、「保証書」、「無料保証書」、「無料修理保証書」等の名称をいう。 第28条 規約第7条第2号に規定する「商品名又は商標及び機種名」については、規則第6条及び第7条の規定を準用する。 第29条 規約第7条第3号に規定する「保証者」とは、保証書の記載内容について最終的に責任を負う事業者について表示する。ただし、複数の事業者が共同して責任を負う場合は、その旨を明示するものとする。 第30条 規約第7条第4号に規定する「保証期間」とは、無料修理等を行う期間の始期及び終期を次の例により表示する。ただし、部品に	規約6条（取扱説明書）、 規約7条（保証書） 第8条（希望小売価格） 電子鍵盤楽器のまま。必要性を確認し、必要なければ削除。

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
(5) 保証内容 (6) 無料修理等の受付窓口の住所、氏名又は名称及び電話番号 (7) 保証を受けるための手続 (8) 保証の適用除外に関する事項 (9) 保証を受けるための条件	より保証期間が異なる場合は、部分を明らかにしてその対象ごとに表示する。 (1) 始期及び終期の年月日を明記する方法 「平成 年（又は 20〇〇年）月 日より平成 年（又は 20〇〇年）月 日まで」 (2) 始期を特定した上で、始期より終期までの期間を明記する方法 「平成 年（又は 20〇〇年）月 日より年間」 「購入又は納入日（平成 年（又は 20〇〇年）月 日）より年間」 第 3 1 条 規約第 7 条第 5 号に規定する「保証内容」には、すべての部分について保証しているのか、部分的な保証なのかを明らかにして、部分的な保証であるときは対象となる部分又は対象外となる部分を明確に表示しなければならない。 第 3 2 条 規約第 7 条第 6 号に規定する「無料修理等の受付窓口の住所、氏名又は名称及び電話番号」は、あらかじめ受付窓口を特定できない場合は、記載欄を設け販売に当たって記載する方法を採ることができる。 第 3 3 条 規約第 7 条第 7 号に規定する「保証を受けるための手続」は、保証書の提示、故障箇所の修理の申出等、保証内容の給付を受けるに当たって一般消費者が行わなければならない事項を具体的に表示する。 第 3 4 条 規約第 7 条第 8 号に規定する「保証の適用除外に関する事項」には、一般消費者が保証期間内であっても保証書に基づく無料修理を受けられない場合を具体的に表示する。 第 3 5 条 規約第 7 条第 9 号に規定する「保証を受けるための条件」には、例えば、次の事項が含まれる。 (1) 保証の有効な地域は日本国内に限られる旨 (2) 無料修理を行うため、当該出張	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
(10) その他必要事項 (希望小売価格の表示) 第8条 製造業者等が希望小売価格を表示する場合は、施行規則で定めるところにより表示するものとする。 (店頭等における必要表示事項) 第9条 事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭又は展示場等に展示する仏壇には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。 (1) 第4条に規定する仏壇本体に表示すべき事項すべて (2) 販売価格	に要した実費を消費者に請求する 場合があるときはその旨 第36条 規約第7条第10号に規定する「その他必要事項」には、例えば、次に掲げる事項をいう。 (1) 保証期間内に転居する場合等保証書の記入事項の変更が必要な場合の手続 (2) 保証書の発行によって購入者の法律上の権利が制限されるものでない旨 第37条 規約第8条に規定する製造業者等の希望小売価格の表示は、例えば、「メーカー希望小売価格××円」等と当該価格が自己の希望小売価格である旨を明りょうに表示するものとする。 なお、製造業者等が一般消費者に直接販売するものについては、希望小売価格の表示をしてはならない。 2 前項の「希望小売価格」は、カタログ、希望小売価格表、値札票、広告等において表示することができる。 3 製造業者等が希望小売価格表を作成する場合は、作成時期を明示しなければならない。 第38条 規約第9条本文に規定する「明りょうに表示」とは、当該商品に付着して表示し、又は当該商品の直近の場所に表示板を設定して表示するなど、当該表示が当該商品についてのものであることが明らかに分かるように表示することをいう。ただし、同一商品が二台以上展示され、一般消費者に他の商品と明らかに分別できる状態で展示されている場合においては、一括して表示することができる。 第39条 規約第9条第1項第2号	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
(3) 販売価格に含まれる付属品又はサービスの内容 (4) 運送料、据付料に関する事項 (5) 割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額 (6) その他必要表示事項 2 訪問販売、通信販売、テレビショッピング等の場合は、前項の規定に準じて表示しなければならない。 （広告における必要表示事項） 第10条 事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、仏壇に関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明りょうに表示しなければならない。 (1) 第4条に規定する仏壇本体に表示すべき事項すべて (2) 販売価格 (3) 販売数量、販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨	に規定する「販売価格」は、実際に販売しようとする価格を表示するものとする。 第40条 規約第9条第1項第4号に規定する「運送料、据付料に関する事項」は、その内容が同一である場合には一括して表示することができる。 第41条 規約第9条第1項第6号に規定する「その他必要表示事項」は、展示品、長期又は旧型在庫品及び荷ずれ品についての表示とする。 第42条 規約第9条第2項に規定する「表示」には、カタログ等文書による表示のほか、口頭による説明、勧誘等を含む。 第43条 規約第10条に規定する「その他の広告」とは、テレビ又はインターネットによる広告をいう。 第44条 規約第10条第2号に規定する「販売価格」については、規則第41条の規定を準用する。 第45条 規約第10条第3号に規定する「販売数量、販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨」については、次により表示する。 (1) 販売数量について ア 広告商品ごとに「販売数量〇台」、「販売台数〇台」、「〇台限り」等と明りょうに記載するものとする。	規約10条1項1号 広告はあるため、「本体表示事項すべて」の

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
(4) 割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額 (5) その他必要表示事項 （二重価格表示の制限） 第11条 事業者は、仏壇の自店販売価格に他の価格を比較対照価格として表示する場合（以下「二重価格表示」という。）には、次に掲げる表示をしてはならない。 (1) 比較対照価格として製造業者等が付した希望小売価格、市価及び自店平常（旧）価格以外の価格を用いること。 (2) 展示品、旧型在庫品及び荷ずれ品の仏壇について、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。 (3) 比較対照価格として既に撤廃されたメーカー希望小売価格等を用	イ 連合広告（二以上の店舗が共同して同一の広告媒体により広告することをいう。）の場合にあっては、次の例により表示する。 (ア) 広告商品について、各店舗ごとの販売数量を表示する。 (イ) 販売数量が本部などで一括管理されている商品については、全店舗での総販売数量を記載することができる。ただし、この場合、当該販売数量が全店舗での総販売数量である旨及び当該商品の販売に関して一括管理している照会先を明記するものとする。 (ウ) 前記(イ)において、総販売数量が当該広告店舗数を下回る場合には、当該商品の展示店舗を明らかにして広告するものとする。 (2) 販売期間については、「〇月〇日から〇日間限り」、「〇月〇日から〇日まで」等と表示する。 (3) 販売の相手方については、例えば、「招待券持参者」等と表示する。 第46条 規約第10条第5号に規定する「その他必要表示事項」は、展示品、長期又は旧型在庫品及び荷ずれ品についての表示とする。 第47条 規約第11条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。 (1) 「自店販売価格」とは、当該仏壇を実際に販売しようとする価格をいう。 (2) 「自店平常（旧）価格」とは、当該店舗において当該仏壇と同一の商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。	記載を求めるのは過大か。 広告に記載すべき事項を確認。

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
いること。 (特定用語の使用基準) 第12条 事業者は、仏壇の品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 完全を意味する用語 「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「絶対」、「100 パーセント」、「万全」等全く欠けるところのない意味の用語は、施行規則で定めるところによる以外は、使用してはならない。 (2) 優位性、最上級等を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。 (3) 認定、推賞等を意味する用語 公共的機関その他の団体の認定、賞、推賞等を受けた旨を表示する場合は、その内容、期間及び団体名を付記しなければならない。ただし、公知のもので一般消費者に誤認されるおそれのないものにあつては、この限りでない。 (特定事項の表示基準) 第13条 事業者は、仏壇に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 写真等と販売価格の併用 写真、イラスト等とその販売価格（希望小売価格を含む。）を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商品名又は商標及び品番とその販売価格とを対応させて明りょうに表示すること。 (2) 競合製品との比較表示	第48条 規約第12条第1号に規定する「完全を意味する用語」は、計測可能な条件を100パーセント満足させる場合に、その限りにおいて使用することができる。	規約13条1号 「品番」は本体表示に準じて必要なければ削除。

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
ア 外観、性能、取引条件等について、競合する製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示すること。 イ 自社の既往製品との比較表示をする場合は、直近の製品との比較に限ることとし、自社製品との比較である旨及び比較対照する商品名又は商標及び品番を明示すること。 (不当表示の禁止) 第 14 条 事業者は、仏壇に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 規約第 4 条から第 13 条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (2) 特定商品にのみ適用する製造方法、仕様等による品質、性能の向上について、あたかも他の商品のものにも適用するかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (3) 外観、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (4) 外国で製造した仏壇について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、又は国内で製造した仏壇について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (5) 「最高級」、「完ぺき」等の用語を第 12 条の規定に基づかないで使用することにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (6) 自己の扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたも		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
のであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (7) 実際に販売する仏壇と異なる他の仏壇についての絵、写真、映像等を使用し、又は品質、性能等について著しく誇張する絵、写真、映像等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (8) 保証書の保証事項について、実際には部分保証であるにもかかわらず、全体の保証であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (9) 保証書の保証期間又は保証内容が実際には個々の商品により相違があるにもかかわらず、全商品が同一の保証期間又は保証内容であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (10) アフターサービス及び保証書の内容について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (11) 表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、あたかも購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (12) 実際には表示された販売価格に含まれていない付属品、サービス等について、あたかも表示価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (13) 割賦販売の表示について、頭金、支払回数、支払期間、金利、支払総額、割賦手数料等が実際のものよりも有利であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (14) 割賦販売の表示について、実際には金利又は手数料を徴収するにもかかわらず、単に「金利、手数料なし」と表示する等、実際の割賦販		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
売条件よりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (15) 他の事業者の営業方針、事業活動及び信用度並びに他の仏壇の品質、性能、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示 (16) 前各号に掲げるもののほか、仏壇の取引について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (おとり広告に関する表示の禁止) 第 15 条 事業者は、広告、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 取引の申出に係る仏壇が実際には取引することができないもの又は取引の対象となり得ないものである場合のその仏壇についての表示 (2) 取引の申出に係る仏壇が実際には取引する意思がないものである場合のその仏壇についての表示 (3) 取引の申出に係る仏壇の販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその仏壇についての表示 第 3 章 公正取引協議会 (公正取引協議会の設置)	第 4 9 条 規約第 15 条第 1 号に規定する「実際には取引することができないもの」とは、広告、チラシ等に表示した商品について、販売のために通常必要とされる準備がされておらず、引渡しまでに 10 日以上の期間を必要とするため通常顧客が取引に応じないことが明らかな場合等をいう。 第 5 0 条 規約第 15 条第 2 号に規定する「実際には取引する意思がないものである場合」とは、広告、チラシ等に表示した商品を合理的な理由がないのに顧客に対して見せない場合、広告、チラシ等に表示した商品に関する難点をことさら指摘する等して当該商品の取引に応じない場合等をいう。 第 5 1 条 規約第 15 条第 3 号に規定する「販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合」とは、規則第 45 条各号に規定する表示を行っていない場合をいう。	

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する 公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
第 16 条 この規約の目的を達成するため、仏壇公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。 （公正取引協議会の事業） 第 17 条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。 (8) 関係官公庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。 （違反に対する調査） 第 18 条 公正取引協議会は、第 4 条から第 15 条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第19条 公正取引協議会は、第4条から第15条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第20条 公正取引協議会は、第18条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申		

仏壇の表示に関する公正競争規約	仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則	確認事項及び備考
立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (規則等の制定) 第21条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。 2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 3 公正取引協議会は、規約及び第1項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。 4 前項の細則又は運用要領を定め、変更し、又は廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。 附 則 この規約は、消費者庁及び公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第4条から第10条の規定については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。	附 則 1 この施行規則は、消費者庁及び公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第5条から第47条の規定については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。 2 この施行規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。	表示すべき内容が不明な場合の表示、残部があるカタログ等は、「施行規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例によることができる」で対応できないか。

別表1 金仏壇の材料

区分（表示用語）	材料
杉（スギ）	杉の木材料を使用したもの
檜（ヒノキ）	檜、桧葉、米桧、米桧葉の木材料を使用したもの
松（マツ）	松、紅松、姫小松の木材料を使用したもの
欒（ケヤキ）	欒の木材料を使用したもの
南洋材または天然木材	アガチス、その他南洋材を使用したもの
北米材または天然木材	スプルース、その他北米材を使用したもの
天然合板	楡ベニヤ、ラワンベニヤ、その他木合板を使用したもの
木質繊維板	ボード、MD F、その他繊維板を使用したもの

注1 表示用語、材料のいずれを表示してもよい

別表2 金仏壇、唐木仏壇の表面加工

区分（表示用語）	内容
ポリエステル仕上げ	ポリエステル樹脂塗料で仕上げたもの
ラッカー仕上げ	ラッカー塗料で仕上げたもの
ウレタン仕上げ	ポリウレタン樹脂塗料で仕上げたもの
カシュー仕上げ・（植物性）合成漆	カシューかく油等を樹脂化した塗料で仕上げたもの
漆仕上げ	漆を塗って仕上げたもの
オイル仕上げ	油性塗料を含浸させて仕上げたもの

注1 その他の塗料を使用した場合も上記に準ずる

注2 仏壇の扉を閉めた状態での正面全体の仕様を基準とする

別表3 金仏壇の金箔粉等の種類

区分（表示用語）	表示基準
純金粉使用	純度 94.43%以上の金粉を使用したもの
純金箔使用	純度 94.43%以上の金箔を使用したもの
●金箔（粉）使用（※）	純度が上記以下の金粉・金箔を使用したもの
白金箔（粉）使用	白金箔・白金粉を使用したもの
純銀箔（粉）使用	銀箔・銀粉を使用したもの
金属箔使用	真鍮など金、銀、白金以外の金属を使用したもの
金色塗料使用	金色の合成塗料を使用したもの

（※）論点：純度が純金以下の金の名称をどうするか。

別表4 金仏壇の原産国に関する表示

区分（表示用語）	内容
国産品、国内製品 日本産品、日本製品	材料の原産国にかかわらず、製造工程（木地、宮殿、彫刻、鍔金具、塗装、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗装、金箔押、組立・仕上げの4工程すべて及び宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されたもの
国内組立（製）品 ノックダウン（製）品	製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの（前段の規定に該当するものを除く。）
海外（製）品 輸入（製）品 組立・仕上げが施工された国の名称	製造工程のうち、組立・仕上げが日本以外で施工されたもの

注 本表にかかわらず、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を記載することができるものと

する。

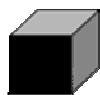
別表 5 (1) 唐木仏壇の主材料

「木材」と「加工」の区分を組み合わせて主材料を表示するものとする。

	区分 (表示用語)	内容
木材	本黒檀	(※1)
	黒檀	(※1)
	本紫檀	本紫檀、(※2)
	紫檀	(※2)
	本鉄刀木、本タガヤサン	本鉄刀木、紫檀刀木
	鉄刀木、タガヤサン	ウエンジ
	木材の名称	シャム柿、櫟(ケヤキ)、榊・櫟(タモ)、楡(ニレ)、黄檗(キハダ)、栓(セン)、梅檀(センダン)(※3)、槐(エンジュ)、屋久杉、黄王檀(キオウタン)、桑(クワ)、黒柿(クロガキ)、桜、胡桃、桐、檜、竹、その他の木材
加工 (注2の図解参照)	総ムク	ムク板のみのもの。ムク板を寄木にしたものを含む。
	ネリ(※4)	木材のムク板(5～8ミリメートル程度の厚さの板)を芯材に貼ったもの。貼りつける芯材の側面の数ごとに、一方ネリ、二方ネリ、三方ネリ、四方ネリとする。
	ハリ(※4)	木材の突板(0.2～0.5ミリメートル程度の薄さの板)を芯材に貼ったもの。
	プリント紙	芯材に木材の模様を直接印刷したものまたは印刷したシートを貼り付けたもの。
	着色	芯材に木材の色を着色したもの。

注1 仏壇の扉を開めた状態での正面全体の仕様を基準とする(※5)

注2



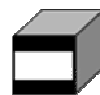
総ムク



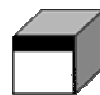
四方ネリ



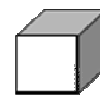
三方ネリ



二法ネリ



一方ネリ



ハリ

(※) 論点:

1. 下記木材のうち、本黒檀、黒檀として区分する木材を検討する必要。なお、本黒檀、黒檀の区分に含まれないものは、「木材の名称」をそのまま表示するものとする。
縞黒檀(スラウエン)、カリマンタン黒檀、マルク黒檀、アフリカ産などどうするか。
2. 下記木材のうち、本紫檀、紫檀として区分する木材を検討する必要。なお、本紫檀、紫檀の区分に含まれないものは、「木材の名称」をそのまま表示するものとする。
パイオン(ラオス、ミャンマー名のをどうするか。)、ローズウッド、チンチャン、グラナディオ、パーロッサ(豆科でないがどうするか)、プビンガ、ソノケリン、カリン
3. 国産、輸入梅檀(センダン)を区別するか。
4. 東京唐木系では、ネリ、ハリと言わず、上黒、中黒と言う。
5. 扉、正面だけ良い材質のものが良いものと誤認されないか。

別表 5 (2) 唐木仏壇の芯材

区分（表示用語）	材料
天然木材（※ 1）	天然木（※ 2）
天然合板	ラワンベニヤ シナベニヤ その他木合板
木質繊維板	MDF その他繊維板（※ 3）

注 表示用語、材料のいずれを表示してもよい

（※）論点：

1. 南洋材・北米材で分けて記載する必要があるか。品質の差異について要確認。
2. 天然木は引き板だけか。
3. MDF 以外の繊維板を具体的に規定する必要があるか。

別表 6 唐木仏壇の原産国に関する表示

区分（表示用語）	内容
国産品、国内製品 日本産品、日本製品	主材料及び心材の原産国にかかわらず、製造工程（木地、彫刻、宮殿、塗装、組立・仕上げの 5 工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗装、組立・仕上げが日本で施工されたもの
国内組立（製）品 ノックダウン（製）品	製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの（前段の規定に該当するものを除く。）
海外（製）品 輸入（製）品 組立・仕上げが施工された国の名称	製造工程のうち、組立・仕上げが日本以外で施工されたもの

注 本表にかかわらず、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を記載することができるものとする。

仏壇公正競争規約（案）の解説

1. 目的、基本、定義

第1章（総則）は、仏壇の表示に関する公正競争規約（本書では「公正競争規約」という。）の目的、基本的考え方、仏壇など主な言葉の定義を規定している。

第1条（目的）は、「仏壇の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。」としている。

第2条（表示の基本）は、「(1) 仏壇を取り扱う事業者は、情報を公正かつ十分に開示して、一般消費者の正しい商品選択と商品の安定した使用が確保されるように努めなければならない。(2) 仏壇は、消費者が長年にわたり精神の充足を求めるために使用するものであり、製造工程における技法や材料によって価値が大きく異なることから、一般消費者に過度の期待を抱かせるような広告その他の表示は厳に戒めなければならない。」と、仏壇事業者の心構えを説いている。

第3条（定義）は、主な言葉の定義を定めている。

（1）「仏壇」

「仏壇」とは、一般消費者の用に供されるもので、仏像や位牌等を安置して礼拝するための壇であって、仏壇の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において規定する金仏壇、唐木仏壇及びその他の仏壇をいう。」と規定¹している。また、仏壇の種類については、金仏壇、唐木仏壇、家具調仏壇等（新仏壇など様々な呼称のものも含めて）の3種類を規定している。

「金仏壇」とは、別表1に規定する材料を使用し、表面を黒の漆等で覆い、内部の大部分に金箔粉等を施した仏壇をいう。

「唐木仏壇」とは、紫檀、黒檀、鉄刀木などの熱帯の木材、欒、屋久杉などの日本の木材又はそれらを模した別表5（1）に規定する材料を使用した仏壇（金仏壇を除く。）をいう。

「家具調仏壇（新仏壇など様々な呼称のものも含めて）」など、金仏壇、唐木仏壇以外のものであっても、その商品の呼称あるいは品名に「仏壇」に類似した表示（商標を含む。）を使用する場合には、規約及び施行規則に準じた表示を行わなければならない、としている。

（2）「事業者」

「事業者」には製造業者等（製造業者、輸入業者）」と「販売業者」が含まれる。

（3）「表示」

この規約で対象となる「表示」に含まれる物を網羅的に定義している。具体的には、商品による広告、見本、チラシ、パンフレット、説明書面（ダイレクトメール、ファクシミリ等）、口頭による広告（電話によるもの）、ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたもの）、ネオン・サイン、アドバルーンその他、陳列物又は実演による広告、新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線

¹ 広辞苑の定義を引用している。

電気通信設備又は拡声機による放送)、映写、演劇又は電光による広告、インターネット、パソコン通信等による広告、「カタログ」「取扱説明書」「保証書」などの表示を対象としている。およそ、仏壇に関する表示ならすべて対象と考えていただきたい。

2. 仏壇本体の表示

第2章は「仏壇の表示」で、第4条（仏壇本体の表示）は、「製造業者等は、自己の供給する仏壇の本体に、明りょうに表示しなければならない。」としている。国産仏壇は製造業者が、輸入仏壇は輸入業者が仏壇本体に表示をする。仏壇本体の表示は、小売店が店頭ポップを作ったり、広告ちらしを作る基礎になる表示であり、もっとも仏壇の内容をよく知る製造業者、輸入業者が表示することは大事だ。

表示すべき内容は、①商品名又は商標及び品番、②金仏壇は材料、③唐木仏壇は主材料、芯材、④表面加工、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦製造業者等の氏名又は名称及び住所、⑧金仏壇の金箔粉等の種類である。

公正競争規約に基づく表示は、公正取引協議会参加者が最低限表示することを約したものであり、これに追加的、付加的に情報提供することは自由である。

Q：金仏壇の国産定義で、「宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工」とあるが、「宮殿、彫刻、鍔金具、蒔絵」のうちのさらに一部が国産／外国産で分かれている場合、国産といえるか。

A：平成14年の全宗協の規定を作った際、そこまでは検討していない。規約を適用する段階で解釈を決めることになる。仏壇の国産／外国産の線引き（定義）は、仏壇業界の問題ではあるが、原産地規則ルールという国際ルールを踏まえる必要がある。原産地規則ルールには、「最後の実質的変更が行われた国」「一定の付加価値が形成される国」などの考え方があり、この問題は、「国産と認められるほど日本で一定の付加価値が形成されているか」という観点から解釈されることになる。

Q：工程ごとに国産／外国産の表示をしたら良いのではないか。

A：このような意見は多くある。実際に工程ごとに国産／外国産の表示、生産者の表示を行っている企業、組合もある。公正競争規約は最小限の義務を定めるものなので、工程ごとの国産、外国産も表示するのは自由だ。どんどんやっていただいたら良い。

ただし、公正競争規約はすべての参加者が守るべき決まりなので守りやすいことも必要だ。明りょうに表示することと、作業負担のバランスを取らなければならない。また、広告などでは書くスペースが足りないという問題もある。

具体的に考えると、製造者による表示手段は、現状、仏壇本体への表示とカタログのみだ。工程ごとの産地を示すとなると、①本体に表示、②カタログに

表示、又は③新たに表示媒体を作成 のどれかになる。

①は、本体への全工程表示の義務化なので、作業負担が重くなり、また、広告などでも同じ表示を義務づけるとスペースが足りないという問題が出る。仏壇本体への表示は義務づけるが、広告などには義務づけないというのもひとつの考え方だ。

②は、カタログの改訂は数年ごとなので、製品ごとに異なる工程を正確に伝達する手段としては、適さないかもしれない。

③は、製品ごとの品質証明書のようなものになる。既に工程ごとに生産者・生産地を表示している産地を除き、これまでの業界の商慣行にない業務が発生するので、作業負担が重くなる。

他方、「国産」と表示するからには、工程ごとの国産、外国産の根拠を持っていることは必要で、消費者に求められたら開示できるようにしておく必要があるとも考えられる。

いずれにしても、公正競争規約の制定、解釈、実施の段階で、議論され決めていくことになる。

Q：私の産地では、国産の定義を満たして生産することが難しくなっている。「外国産」と表示しなければならないか？

A：現在準備されている公正競争規約案では、「製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの」を「国内組立（製）品、ノックダウン（製）品」という表示を認める案になっている。

「国内組立（製）品、ノックダウン（製）品」は国産とは言えないが、「組立・仕上げは〇〇産地です」と消費者にPRすることは可能だ。

Q：原産国表示として、産地国名ではなく、「自社製」「〇〇会社製」と表示することはできるか？

Q：製造元の表示はどうすれば良いか？

A：現在準備されている公正競争規約案では、原産国に関する表示は、①国産/日本製品、または ②国内組立品/ノックダウン製品、または ③海外製品/輸入製品/〇〇製（〇〇は国の名称） のいずれかを表示しなくてはならない。

そのうえで、規約にない「自社製」や「〇〇会社製」、地域団体商標なども付加的に記載・PRすることができる。

公正競争規約に基づく表示は、公正取引協議会参加者が最低限表示することを約したものであり、これに追加的、付加的に情報提供することは自由である。

3. カタログ、取扱説明書、保証書

第5条（カタログの必要表示事項）は、カタログを作成する場合は、①カタログ

を作成した事業者の住所及び氏名又は名称、②第4条に規定する仏壇本体に表示すべき事項すべて、③カタログの内容についての照会先、④カタログの作成時期、⑤運送、据付に関する事項、⑥仕様変更に伴う断り書 を表示しなければならないとしている。

第6条（取扱説明書）は、仏壇を一般消費者に販売する場合は、①取扱説明書である旨及び仏壇を使用する前に必ず読むべき旨、②取扱説明書を作成した事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号、③使用及び保管に関する事項、④アフターサービス及び苦情処理に関する事項、を表示した取扱説明書を交付しなければならないとしている。

第7条（保証書）は、仏壇について保証書を作成する場合には、①保証書である旨、②商品名又は商標及び品番、③保証者の住所、氏名又は名称及び電話番号、④保証期間、⑤保証内容、⑥無料修理等の受付窓口の住所、氏名又は名称及び電話番号、⑦保証を受けるための手続、⑧保証の適用除外に関する事項、⑨保証を受けるための条件、を表示しなければならないとしている。

4. 希望小売価格

第8条（希望小売価格の表示）は、製造業者等が希望小売価格を表示する場合は、①例えば、「メーカー希望小売価格××円」等と当該価格が自己の希望小売価格である旨を明りょうに表示するものとする。②製造業者等が一般消費者に直接販売するものについては、希望小売価格の表示をしてはならない。③「希望小売価格」は、カタログ、希望小売価格表、値札票、広告等において表示することができる。④製造業者等が希望小売価格表を作成する場合は、作成時期を明示しなければならないとしている。

5. 店頭表示

第9条（店頭等における必要表示事項）は、事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭又は展示場等に展示する仏壇には、外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。としている。

表示すべき内容は、①商品名又は商標及び品番、②主材料、③金仏壇は材料、④唐木仏壇は主材料、芯材、⑤表面加工、⑥原産国に関する表示、⑦外形寸法、⑧製造業者等の氏名又は名称及び住所、⑨金仏壇の金箔粉等の種類、⑩販売価格、⑪販売価格に含まれる付属品又はサービスの内容、⑫運送料、据付料に関する事項、⑬割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額、⑭展示品、長期又は旧型在庫品及び荷ずれ品についての表示、である。

訪問販売、通信販売、テレビショッピング等の場合も、上記表示が必要である。

6. 広告の表示

第10条（広告における必要表示事項）は、事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、仏壇に関する商品広告を行うときは、日本語で明りょうに表示しなければならない。としている。

表示すべき内容は、①商品名又は商標及び品番、②金仏壇は材料、③唐木仏壇は主材料、芯材、④表面加工、⑤原産国に関する表示、⑥外形寸法、⑦製造業者等の氏名又は名称及び住所、⑧金仏壇の金箔粉等の種類、⑨販売価格、⑩販売数量、販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨、⑪割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額、⑬展示品、長期又は旧型在庫品及び荷ずれ品についての表示、である。

7. 移行期間

公正競争規約案「附則」では、「この規約は、消費者庁及び公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第4条から第10条の規定については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。」としている。

施行規則案「附則」では、「この施行規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。」としている。

Q：在庫品やすでに店頭陳列している商品で、必要な表示がないものはどうしたらよいか？

A：公正競争規約の施行後は、表示のない状態で販売することは規約に違反することとなるので、移行期間（1年とする例が多い）の間に対応して、移行期間後には表示をしている必要がある。原産国や品質の判別が困難な場合には、仕入れ先に問い合わせる必要がある。

Q：仏壇では、1年以上、3、4年売れない在庫もある。移行期間1年では短い。

Q：過去に仕入れた高級品で、10年くらい売れないで残っているものもある。メーカーが廃業したり、型番が廃番になったものもある。そのようなものの国産／外国産や品質表示を問い合わせてもわからないこともあると思う。移行期間が切れたらどうしたら良いか。

A：移行期間は1年とする例が多く、あまり長くすることは消費者を混乱させ望ましくない。長い在庫品で、表示すべき内容の確認が取れない場合の例外的な取扱いについては、消費者庁と協議して解決案を検討する。

8. 二重価格表示の制限

第11条（二重価格表示の制限）は、事業者は、二重価格表示（仏壇の自店販売

価格に他の価格を比較対照価格として表示する場合)には、次に掲げる表示をしてはならない。としている。①比較対照価格として製造業者等が付した希望小売価格、市価及び自店平常(旧)価格以外の価格を用いること。②展示品、旧型在庫品及び荷ずれ品の仏壇について、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。③比較対照価格として既に撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。

9. 消費者を誤解させる表現の禁止

第12条(特定用語の使用基準)は、事業者は、仏壇の品質、性能、取引条件等について、次の用語使用を禁じている。

(1) 完全を意味する用語

「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところのない意味の用語は、「計測可能な条件を100パーセント満足させる場合」以外は、使用してはならない。

(2) 優位性、最上級等を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。

(3) 認定、推賞等を意味する用語

公共的機関その他の団体の認定、賞、推賞等を受けた旨を表示する場合は、その内容、期間及び団体名を付記しなければならない。ただし、公知のもので一般消費者に誤認されるおそれのないものにあつては、この限りでない。

第13条(特定事項の表示基準)は、次の表示を制限している。

(1) 写真等と販売価格の併用

写真、イラスト等とその販売価格(希望小売価格を含む。)を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商品名又は商標及び品番とその販売価格とを対応させて明りょうに表示すること。

(2) 競合製品との比較表示

ア 外観、性能、取引条件等について、競合する製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示すること。

イ 自社の既往製品との比較表示をする場合は、直近の製品との比較に限ることとし、自社製品との比較である旨及び比較対照する商品名又は商標及び品番を明示すること。

第14条(不当表示の禁止)は、次の表示を禁じている。

(1) 規約第4条から第13条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

Q：「別注品」「特別注文品」と表記して、さほどの品質でないものを高い値で売っている店がある。良いか？

A：これらは、「虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認」させており、仏壇公正競争規約違反である。

さらに、消費者を誤認させて不当な利得を得れば、詐欺罪に当たる可能性もある。

(2) 特定商品にのみ適用する製造方法、仕様等による品質、性能の向上について、あたかも他の商品のものにも適用するかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(3) 外観、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(4) 外国で製造した仏壇について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、又は国内で製造した仏壇について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

Q：外国で製造した仏壇を、日本の工場で扉を外して検品したり、キズを手入れしたりしている。国内組立・仕上げ品と言えるか？

Q：「〇〇工場直営店」という言い方で外国産を売っている店がある。良いのか？

A：国内で組立・仕上げをしていないものは、「国内組立・仕上げ品」と言えない。

外国で製造した仏壇を、日本の工場で保管したり、キズの手入れをただけで「〇〇工場直送」と表示することは、消費者に「日本の工場で製造した仏壇なんだろう」と誤認を与える。これらは、仏壇公正競争規約違反になる。

また、消費者を誤認させて不当な利得を得れば、詐欺罪に当たる可能性もある。

(5) 「最高級」、「完ぺき」等の用語を第 12 条の規定に基づかないで使用することにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(6) 自己の扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(7) 実際に販売する仏壇と異なる他の仏壇についての絵、写真、映像等を使用し、又は品質、性能等について著しく誇張する絵、写真、映像等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(8) 保証書の保証事項について、実際には部分保証であるにもかかわらず、全体の保証であるかのよう一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(9) 保証書の保証期間又は保証内容が実際には個々の商品により相違があるにも

かかわらず、全商品が同一の保証期間又は保証内容であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(10) アフターサービス及び保証書の内容について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(11) 表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、あたかも購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(12) 実際には表示された販売価格に含まれていない付属品、サービス等について、あたかも表示価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(13) 割賦販売の表示について、頭金、支払回数、支払期間、金利、支払総額、割賦手数料等が実際のものよりも有利であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(14) 割賦販売の表示について、実際には金利又は手数料を徴収するにもかかわらず、単に「金利、手数料なし」と表示する等、実際の割賦販売条件よりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(15) 他の事業者の営業方針、事業活動及び信用度並びに他の仏壇の品質、性能、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示

(16) 前各号に掲げるもののほか、仏壇の取引について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

第 15 条（おとり広告に関する表示の禁止）は、広告、チラシ等において、次の表示を禁じている。

(1) 取引の申出に係る仏壇が実際には取引することができないもの又は取引の対象となり得ないものである場合のその仏壇についての表示

(2) 取引の申出に係る仏壇が実際には取引する意思がないものである場合のその仏壇についての表示

(3) 取引の申出に係る仏壇の販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその仏壇についての表示

10. 公正取引協議会の概要

第 16 条（公正取引協議会の設置）は、「①規約の目的を達成するため、仏壇公正取引協議会を設置すること、公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成すること。」を定めている。

第 17 条（公正取引協議会の事業）は、公正取引協議会の事業を定めている。

(1) この規約の周知徹底に関すること。

(2) この規約についての相談及び指導に関すること。

(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。

- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 会員に対する情報提供に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

11. 公正取引協議会の調査・警告・違約金・除名処分・消費者庁長官への措置要請

第18条（違反に対する調査）は、「公正取引協議会は、第4条から第15条までの違反があると思うときは、関係者から事情聴取し、照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。」としている。

その際、参加事業者（製造、輸入、販売事業者）は、調査に協力しなければならない。

公正取引協議会は、調査に協力しない参加事業者に対し、文書で警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

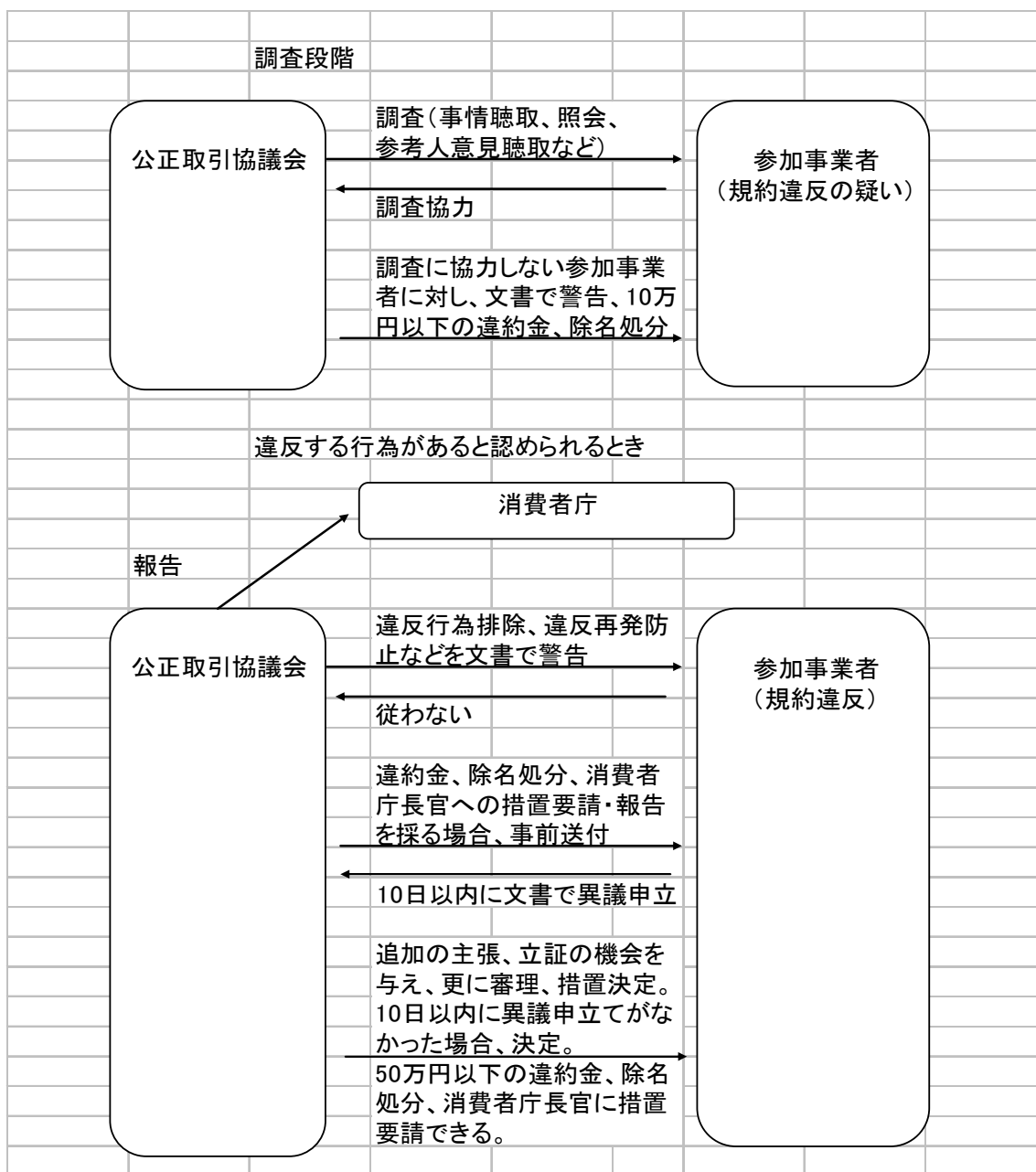
第19条（違反に対する措置）は、「公正取引協議会は、第4条から第15条までの規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。」「公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。」としている。

公正取引協議会は、第18条第3項（違反に対する調査に応じない）又は第19条第1項、2項の規定（違反者への対応）により警告、違約金、除名処分をしたときは、文書で消費者庁長官に報告する。

第20条（違反に対する決定）は、「公正取引協議会は、違約金、除名処分、消費者庁長官への措置要請を採ろうとする場合には、「決定案」を作成し、事前に当該事業者へ送付すること」としている。

「決定案」を送付された事業者は、10日以内に、公正取引協議会に文書で異議申立てできる。公正取引協議会は、異議申立てがあつた場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行う。公正取引協議会は、10日以内に異議申立てがなかった場合は、速やかに決定を行う。

図 公正取引協議会の調査・警告・違約金・除名処分・消費者庁長官への措置要請



Q：公正取引協議会の非会員は公正競争規約を守らなくてよいのか。

A：「公正競争規約」は、公正取引協議会の会員にのみ適用される。

しかし、非会員に対しても、消費者庁や都道府県により公正競争規約の定めを参考に景表法の規制が直接及ぶ。

また、会員、非会員にかかわらず、刑法の詐欺罪や不当景品類及び不当表示防止法などが適用され得るが、その違法性の判断の際に「公正競争規約」が仏壇業界の規範として判断根拠のひとつとなり得る。

消費者などが非会員の悪質業者を訴える際に、業界規範である「公正競争規約」を拠りどころにすることで、警察、裁判所、消費者庁、公正取引委員会な

どに悪質性を説明しやすくなる。

Q：公正競争規約ができたなら、抜き打ちで表示などのチェックをしたらどうか。監視体制はできるか。

A：会員に対しては、公正競争規約に基づいて調査し、規約を遵守していない場合は、警告などで是正を求めることになっている。

非会員で、消費者を騙す売り方をしている悪質業者に対しては、公正取引協議会から警察への詐欺罪の告発などで是正を求める手段がある。

Q：業界のモラル向上、悪徳業者を減らすことが必要だ。

A：公正取引協議会・公正競争規約ができたなら、会員の自主的なモラル向上活動を行うことがルール化される。非会員で悪質な業者については、公正取引協議会による告発活動などを通じて対応していくことが可能。

Q：既に公正競争規約を作った業界でも違反者・悪質業者はいるのではないか？

A：どんな業界でも、規約を作っても、悪質な業者はゼロにはならない。業界として、取引公正化に向けた日々の対応、努力が必要だ。規約を作って業界で努力すれば、しないより場合よりも良くなるとは言える。

12. 公正取引協議会による公正競争規約類の整備

第21条（規則等の制定）は、「公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。」としている。施行規則を定め、変更するときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受ける。

また、公正取引協議会は、規約及び第1項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。細則又は運用要領を定め、変更、廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出る。